

作成年月日	平成22年6月28日
作成部局	企画県民部管理局
課室名	人事課

服務規律の遵守

1 趣旨

服務規律の遵守について、本日（6月28日）、全職員に通知する。

2 変更点

これまでの所属長あての通知を職員向けの通知に変更し、職員の自覚を促すこととした。
（所属長あての服務規律に関する留意点については、別途通知）

3 通知の主なポイント

日常の服務規律の確保

常に公務員としての自覚を持って行動するよう改めて注意喚起する。

また、「夏のエコスタイル」期間を迎え、服装については品位を失しないよう呼びかける。

綱紀の粛正

参議院議員選挙等において、公務員として政治的中立性を確保するよう、服務規律を徹底する。

適正な事務処理

経理事務に係る不祥事の発生を踏まえ、会計経理、契約等の事務処理において法令等に適合した、適正な処理を行うよう改めて徹底する。

4 職員への周知

職員への一斉メールの配信（6月28日）

通知後一週間以内に、各職場で職場研修を実施（6月28日～7月5日）

服務規律の遵守について

服務規律を遵守することは、県職員の執務の基本です。これまでも、さまざまな取り組みが行われていますが、残念ながら不祥事の根絶には至っていません。一人の職員の非行が県政全体の信用・信頼を損ねるということ認識した上で、今一度、原点に立ち返り、執務姿勢を見直さなければなりません。

平成 22 年度は、新兵庫の再生に向けて取り組む年です。県民が何を求めているのかを的確に把握し、県民福祉の向上のため、持続可能な行財政構造を確立していかなければなりません。県民の県政に対する期待の大きさを認識して、直面する課題に積極的かつ創意工夫して取り組み、県民から信頼、評価される県政の推進に一層努める必要があります。

については、職員一人ひとりが、日常の執務姿勢を点検し、公務員としての自覚を持って職務に精励するよう徹底します。

平成 22 年 6 月 28 日

副知事 吉本 知之

1 日常の服務規律の確保

- (1) 県民からの相談、問い合わせ、電話対応については、県民の立場にたち、親切に対応し、責任を持って、迅速に処理すること。
- (2) A B勤務の割り振りに基づく出退勤時間を遵守し、出張時を含め、勤務時間中は、公務員としての自覚を持って職務に専念すること。
- (3) 公務外での不祥事が、引き続き発生している状況を踏まえ、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に大きな影響を与えることを、常に自覚すること。
- (4) 常に職員き章を着用し、県職員としての自覚と心構えを保持すること。また、服装については、品位を失しないようにすること。
「夏のエコスタイル」期間中も、公務遂行に相応しい服装で執務すること。なお、き章の着用は義務づけない。

2 綱紀の粛正

- (1) 事業者、団体等と接触する場合は、民間において慣例的又は儀礼的な感覚で行われている程度のことであっても、県民から批判や誤解を受けるような行為は行わないこと。
- (2) お中元を含め、業務に関連する贈答品は、受け取らないこと。また、やむを得ず受け取ったものについては、所属に届け出ること。
- (3) 参議院議員選挙等において、公務員としての政治的中立性を確保し、服務規律を遵守すること。

3 適正な事務処理

- (1) 経済雇用情勢や国の政策動向等を的確に捉え、新行革プランの徹底した総点検に取り組むこと。また、直面する地域課題に積極的かつ創意工夫して取り組むこと。
- (2) 会計経理、契約等の事務処理については、法令、通知等に基づき、適正な処理を行うこと。
- (3) 個人情報の管理・取り扱いには十分注意すること。特に、電子メールを送る際は送信先や添付ファイルの内容を確認し、誤送信のないように留意すること。

4 交通事故の防止

- (1) 車を運転する際には、交通法規を遵守し、安全運転に心がけること。特に、飲酒運転、無免許運転、無謀運転は、絶対にしないこと。
- (2) 交通事故を起こした場合、飲酒運転・無免許運転・極端な速度超過により検挙された場合には、所属長に速やかに報告すること。

5 執務姿勢の確立

- (1) 職員相互の対話を進め、円滑な意思疎通を深めること。
- (2) 自らの職務を計画的に行い、効率的な執行に努めること。また、「家族の日」や「コミュニケーションの日」等のノー残業デーには、定時退庁に努めること。
- (3) 年次休暇や夏季休暇の取得促進に努めること。

6 ハラスメントの防止

- (1) セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントが、被害者の人権を侵害し、執務環境や業務遂行にも影響を及ぼすことを理解し、明るい職場づくりに努めること。
- (2) ハラスメントを受けた場合には、一人で悩みを抱え込まず、身近な信頼できる人や職員相談員等に相談すること。また、ハラスメントを見聞きした場合は、必要に応じて、その状況を所属長や相談窓口にご相談すること。

7 健康管理

- (1) 日頃の健康状態に十分留意し、定期健康診断、がん検診および検査後の再検査・保健指導等を受診し、疾病の予防と早期発見を心がけること。また、家族にも特定健診やがん検診等の受診を勧めること。
- (2) 心身に不調を感じたときは、「健康なやみ相談」等の相談窓口を利用すること。
[相談窓口については県庁 WAN「共通事務福利厚生」に掲示]

各 部 局 課 室 長
各 地 方 機 関 の 長 様

副知事 吉本 知之

「服務規律の遵守について」の留意点について（通知）

本日、全職員に対し、「服務規律の遵守について」を通知しました。

所属長をはじめ管理監督職にある者は、自ら行動し、率先してその範を示してください。特に下記の点に留意し、所属の職員との対話を積極的に進め、職場全体で取り組んでください。

なお、通知の趣旨については、職場研修を開催し、職員に周知徹底してください。

記

- 1 日常の服務規律の確保
職員の服務については、特に勤務時間の遵守、県民への適切な対応を職員に徹底すること。
- 2 綱紀の粛正
贈答品の取り扱いについては、関係団体に対して、別紙文書により協力を依頼すること。
- 3 適正な事務処理
(1) 所管事務の全般について、その事務処理状況が法令等に適合して執行されているか、また、各担当者が実質的に審査を行っているかを定期的に再点検すること。
(2) 会計経理、契約等の事務処理については、必ず複数人でのチェックを行うこと。
- 4 交通事故の防止
職場研修等により、交通法規に対する遵法精神を高め、事故防止を徹底すること。
- 5 執務姿勢の確立
(1) 活気のある職場づくり
所属職員との対話や、職員間の円滑な意思疎通を促すことなどにより、率先して働きやすい職場づくりに努めること。
職員の心身の健康状態や生活態度の把握に努め、一人で悩みを抱え込んだり、生活態度が乱れている職員がいる場合には、各部・県民局の総務担当課室と連携しながら、適切に対応すること。
(2) 超過勤務の縮減
職員の勤務時間を的確に管理し、事務の合理化や効率化、指示の明確化、職員の意識改革に取り組み、超過勤務の縮減に努めること。
年間を見通して事務事業の効率的な執行を図り、年次休暇や夏季休暇の取得促進に努めること。
業務が特定の職員に過度に集中しないよう、所属内で事務を割り振り、業務量の調整に努めること。
- 6 ハラスメントの防止
セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの未然防止に十分注意し、職員から相談があった場合には、適切に対応すること。
- 7 職員の健康管理
(1) 定期健康診断の受診指導、超過勤務の縮減、安全衛生委員会での検討等により、職員の健康と安全の確保に努めること。
(2) 職員の不調に気づいた場合には、職員健康相談の活用を勧めるなど、一日も早い健康回復に努めること。
(3) 電話相談窓口「気づき緊急ほっとライン」の周知など、職員の不調に気づいた周囲の者への対応にも配慮すること。

別紙 1

拝啓 初夏の候 貴台にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、県行政の推進にご協力を賜り、深く感謝いたしております。

さて、本県におきましては、職員の一人ひとりが、全体の奉仕者としての自覚に立ち、清新な気持ちで職務に取り組み、清潔で公正な県政の確立を図るために、職員の綱紀の保持に努めております。

このため、県の方針として、贈答品を辞退するように職員を指導しており、また、このことにつきましては、関係団体等に文書等をお願いし、ご協力を賜ってきたところであります。

県及び県職員に対する贈答については、はなはだ失礼かとは存じますが、改めて、お気遣いのないようご依頼申し上げますとともに、万一、贈答がありました場合、各所属で一括して返送させていただきますので、ご了承願います。

また、今後とも県政に対します変わらぬご理解とご協力をお願いいたしますとともに、お気付きのことございましたら、ご指摘願えれば幸いです。

最後になりましたが、貴台のますますのご発展を祈念申し上げます。

敬具

平成22年 月 日

関係各位

兵庫県副知事 吉本 知之

別紙 2

拝啓 貴台にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、県行政の推進にご協力を賜り、深く感謝いたしております。

さて、本県におきましては、清潔で公正な県政をめざし、県の方針として、贈答品を辞退するよう職員を指導しております。

つきましては、過般、下記の職員にお送りいただきました本品につきましては、はなはだ失礼とは存じますが、返送させていただきますので、ご査収くださいますようお願いいたします。

なお、今後とも、県及び県職員に対する贈答について、お気遣いのないようお願い申し上げますとともに、あわせて、格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

所 属	職 名	氏 名	贈 答 品

平成22年 月 日

様

兵庫県 部 局長
兵庫県 県民局 室長